

## 農業次世代人材投資資金（準備型）の交付を希望される方へ（ご案内）

平成24年度より、就農前後の青年新規就農者に対する支援を目的とした国の「青年就農給付金事業」が実施されていますが、平成29年度より名称が変更され「農業次世代人材投資資金交付事業」が開始されました。

当基金では就農前の研修に対する農業次世代人材投資資金（準備型）の交付のための手続きを以下により開始します。希望者は事業の調書をご提出ください。

公益財団法人 滋賀県農林漁業担い手育成基金

### 1 交付資金の概要

農業技術および経営ノウハウの習得のための研修に専念する就農希望者の生活を支援するため、農業次世代人材投資資金を年間150万円（最長2年間）交付します。

#### 【対象となる研修先】

- ・ 県内の農業経営者育成教育機関
- ・ 研修生の受入体制が整い、かつ資金交付対象者の研修計画に沿った研修ができると認められる、下記のいずれかの県内の先進農家または農業法人。

- ① 滋賀県指導農業士（農業経営）
- ② 滋賀県指導農業士（農業経営）が経営する農業法人
- ③ おおむね1年以上の研修生の研修実績がある農業法人

※ ③については、各種要件がありますので、ご相談下さい。

※ 県外で研修される方であっても、県内に就農することが確実な場合は対象となります。

### 2 農業次世代人材投資資金（準備型）交付希望調書の受付

この交付資金の交付希望者は「農業次世代人材投資資金（準備型）交付希望調書」に必要事項をご記入のうえ、6月28日（水）（必着）までに下記の送付先へ提出してください。

（FAX・メールによる提出不可）

- I. 就農意欲の高さおよび就農後に農業経営者となるための具体的ビジョンを描けているか
- II. 研修目的が明確であるか
- III. 本人自ら生計を確保する必要があるか

等を希望調書により審査して交付対象候補者を決定し、7月中旬にお知らせします。

交付対象候補者の方には改めて「研修計画」を提出していただきます。

なお、資金交付対象候補者の方であっても「研修計画」の内容等によっては資金の交付が受けられない場合があります。

「農業次世代人材投資資金（準備型）交付希望調書」は当基金ホームページの『農業次世代人材投資資金（準備型）について』から様式をダウンロードできます。（<http://www.shiganou.com/>）

送付先：（公財）滋賀県農林漁業担い手育成基金  
住 所：〒520-0807  
滋賀県大津市松本1-2-20  
TEL：077-523-5505